令和８年（2026 年）10 月 22 日（木）

## 静岡県静岡市

【市の概要】

面積：1,411.93 ㎢

人口：664,669 人

世帯数：330,979 世帯

令和８年度一般会計当初予算：4,035 億円

市章




静岡市は、静岡県の中部に位置する県庁所在地である。平成 15 年（2003 年）４月１日に旧静岡市と旧清水市が合併して誕生し、平成 17 年（2005 年）に県内初の政令指定都市へ移行した。その後、平成 18 年（2006 年）に旧蒲原町、平成 20 年（2008 年）に旧由比町と合併し、現在は葵区・駿河区・清水区の３行政区で構成されている。

面積は全国 20 の政令指定都市の中で浜松市に次ぐ広さで、市域の約８割を中山間地が占める。3,000ｍ級の山々が連なる南アルプスから日本一の深さを有する駿河湾までを擁し、お茶や由比の桜えびなどの特産品のほか、駿府城公園、久能山東照宮、三保松原などの歴史・観光資源に恵まれている。新幹線・高速道路で首都圏・中京圏の双方へ約１時間圏にあり、静岡県の県庁所在地として政治・経済・文化の中枢機能が集積している。

## 【視察内容：未来のあんしんに向けた取組（終活支援）について】

**◯目的**

高齢化が加速する中、全国的に終活支援の充実が求められています。特に単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い、判断能力が低下したときの生活や、死後の葬儀・家財処分等への不安を抱える人が増えている。家族による支えを前提としてきた従来の仕組みには限界があり、本人が元気なうちに準備をしておく「終活」を、行政がどのように支えるかが全国的な課題となっている。

静岡市は「誰もが安心して過ごせるまち」を目指し、終活情報の登録・伝達、終活支援優良事業者の認証、市が死後事務の履行を見届けるエンディングプラン・サポートなど、さまざまな支援事業に市が主体となり取り組んでおり、区の終活支援事業の制度設計と今後の充実に向け、その先行事例を学ぶことを目的とした。

**◯内容**

**1．静岡市の高齢者の現状**

| 項目 | 令和 8 年 3 月 31 日現在 | 前年比 | 令和 7 年 3 月 31 日現在 |
|---|---|---|---|
| 総人口 | 665,330 人 | ▲4,928 人 | 670,258 人 |
| 高齢者人口（65 歳以上） | 209,269 人 | ▲166 人 | 209,435 人 |
| 75 歳以上人口 | 127,010 人 | 2,557 人 | 124,453 人 |
| 高齢化率 | 31.5% | 0.2% | 31.3% |
| 後期高齢化率 | 19.1% | 0.5% | 18.6% |
| 世帯数 | 329,944 世帯 | 2,109 世帯 | 327,835 世帯 |

※市の独自推計では、現状のまま推移すると令和 32 年（2050 年）の人口は 49 万 2,000 人になるとされている。高齢化率は 2020 年国勢調査で政令指定都市の中で２番目に高く、本市は全国の大都市の中でも高齢化の先進地といえる。

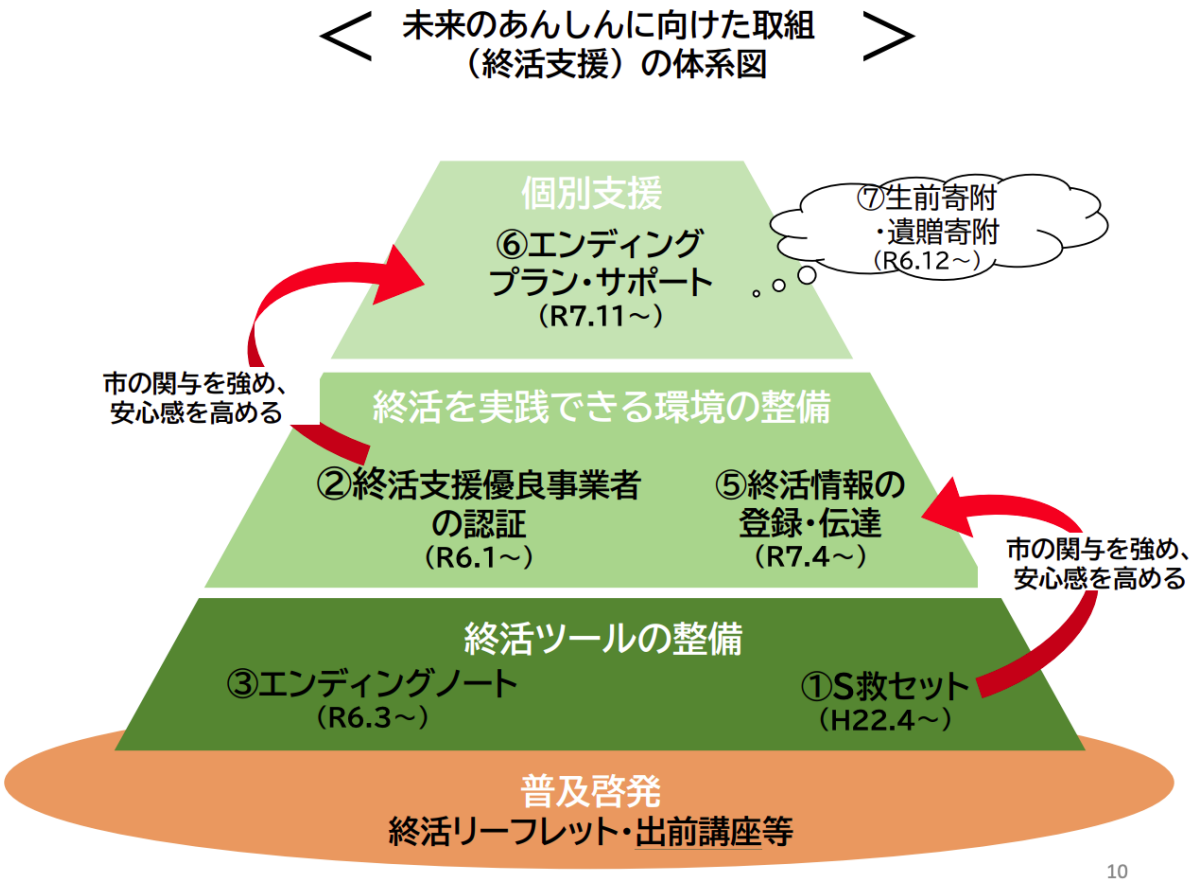
高齢化率は平成 25 年の 25.9%から令和７年の 31.2%へ、後期高齢化率は 12.6%から 18.6%へと上昇している。高齢者人口は令和４年の 211,385 人をピークに微減に転じたが、75 歳以上人口は増え続けている。

令和８年４月１日現在、高齢者のみ世帯は 39,783 世帯（12.1%）、高齢者ひとり暮らし世帯は 64,721 世帯（19.6%）で、いずれも増加傾向にある。ひとり暮らし世帯の割合は平成 25 年の 12.8%から大きく上昇した。

50 歳時未婚率は、男性が 25.0%（2015 年）から 27.2%（2020 年）、女性が 15.4%（2015 年）から 17.6%（2020 年）に上昇しており、昭和 55 年以降、静岡県や浜松市と比べて高い。

## 2. 取組の体系

「終活を通じて、誰もが安心して過ごせるまちへ」を掲げ、以下の７つの取組を段階的に開始している。



## 3. 各取組の概要

### ①S救セット（平成 22 年４月～）

自宅で救急状態になったときに必要な支援を迅速かつ的確に受けられるよう、緊急連絡先、持病、かかりつけ医、服薬情報等を記入した「緊急連絡カード」を入れる筒を無料で配付し、自宅の冷蔵庫に保管してもらう。救急時には、駆け付けた人や救急隊がカードを確認し、搬送や医療機関への引継ぎに活用する。

### ②終活支援優良事業者の認証（令和６年１月～）

目的：終活支援事業者に対する市民の不安・不信感を解消し、市民が安心して事業者を利用できるようにする

概要：生前事務サービス（日常生活のサポート、安否確認、入院・入所時の身元保証等）・死後事務サービス（費用の清算、遺品の処分、葬儀支援等）を提供する事業者のうち、弁護士会・司法書士会・消費生活相談員協会等の委員による策定委員会で定めた基準（組織運営、契約の締結・履行、サービスの管理）を満たす事業者を、市が認証する（認証期間３年）。認証後も毎年度、活動状況を確認している。現在の認証事業者は２者。

### ③エンディングノート（令和６年３月～）

市民がこれまでとこれからについて思いを整理し、家族や医療・介護・福祉の専門職等と共有するツールの一つとして、市独自のエンディングノート（「これからの人生を豊かにしていくために」）を作成・配布している。

### ④終活支援担当部署の新設（令和７年４月～）

市の組織において終活支援を取り扱う部署「安心感がある温かい社会推進課」を新設するとともに、各区役所に相談窓口を設置した。

※「終活」という言葉には、暗いイメージがあるため、未来の安心に向けた取り組みとして浸透してほしいという思いから名付けられた。

**⑤終活情報の登録・伝達（令和７年４月～）**

目的：事故や病気等のいざというときや死後に本人の意思を伝えられるよう備えることで、本人の尊厳を守り、安心した生活を送れるよう支援する。

概要：原則 65 歳以上の市民が、緊急連絡先、かかりつけ医、処方薬、延命治療に関する意思表示書面や遺言の保管場所、葬儀の生前契約先、お墓の所在地など 16 項目の情報を市に登録しておき、病気や事故で意思表示ができなくなったときや死亡したときに、医療機関・警察・救急・本人が指名した人等からの照会に応じて、市が本人に代わって伝達する（照会は開庁時間内）。登録件数は 24 件（令和８年３月末現在）。

※登録者からは、事前に終活しておくことで安心感が高まったとの声が寄せられている。

**⑥エンディングプラン・サポート（令和７年 11 月～）**

目的：「独り身の自分が亡くなったとき、葬儀や家財処分などが契約どおりに行われるのか」「頼れる親族がいない」といった高齢者の不安解消。

概要：頼れる親族がいない原則 65 歳以上の市民が、終活支援優良事業者と公正証書で死後事務委任契約を結び、費用を市の外郭団体である静岡市土地等利活用推進公社に預託する。市は、相談・事業者の案内から死後事務の完了までの全体を見届け、継続的に本人の生活状況や意思を確認する。利用者は緊急連絡先に必ず事業者を登録することとしている。預託金等の費用は自己負担である。

※相談件数は延べ 138 件、申請４件、申請取下げ１件（令和８年３月末現在）。

**⑦現金・不動産の生前寄附・遺贈寄附（令和６年 12 月～）**

自らの財産を次の世代のために使ってほしいという市民の思いに応え、寄附された現金・不動産を、若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用する。

**4. 今後の課題**

・エンディングプラン・サポートの課題として、低所得者に対する費用面での支援がないこと、今後利用者が増えた場合に、現在の職員体制で十分に対応できるかという課題がある。また、近年開始された事業も多いことから、今後の運用状況を踏まえ、効果の検証や必要に応じた制度の見直しを進めていくことが求められる。

■所管

今回の視察を通じて終活を個人や家族だけの問題とせず、行政が仕組みとして支える体系を築いていることを学ぶことができ、大変有意義であった。

民間事業者のサービスを活用しながら、行政が事業者の信頼性を確保する役割を担う仕組みは、利用者の不安を軽減し、トラブルを未然に防ぐ観点からも重要であると感じた。

また、トップダウンによる方針とボトムアップの提案、その双方を生かして事業化を進めている点も印象的であった。さらに、担当課の名称に込められた思いからは、終活を未来の安心に向けた、前向きな取組として市民に広めようとする姿勢が伝わってきた。

一方で、相談件数に比べて実際の登録・契約に至るケースはまだ少なく、終活をまだ先のこととして捉えている方が多いこともうかがえた。今後はさらなる周知に加え、元気なうちにこそもしものときに備えることの大切さを伝え、利用につなげていくことが課題であると感じた。

区でもエンディングノートの配布や終活に関する講座が実施されているが、今後は、相談体制の充実や、緊急時などに本人の希望や必要な情報が適切に伝わる仕組みづくりなど、さらなる支援の充実が必要と感じた。今回の視察で学んだ行政と民間事業者の連携や、区民が気軽に相談できる環境づくりなどを参考に、誰もが最期まで自分らしく、安心して暮らし続けられる杉並区の実現に向け取り組んでいきたい。

